

令和元年度 第6回奈良市景観審議会 景観計画策定部会 会議録

開催日時	令和元年12月26日(木) 午後1時30分から午後5時		
開催場所	奈良市 企業局 本庁舎4階 大会議室		
出席者	委員	平尾会長、井原委員、北村委員、谷澤委員、山本委員【計5名】 (欠席1名)	
	事務局	荻田都市整備部長、田中都市整備部次長、松山都市計画課長、徳岡奈良町にぎわい課長、佐々木都市計画課課長補佐、伊藤都市計画課係長、山口文化財課係長、小西・辰己(都市計画課)、奈良県幹線街路整備事務所 他	
開催形態	公開(傍聴 0人)	担当課	都市整備部 都市計画課 教育委員会 教育部 文化財課
議題又は案件	【案件】 1. 景観重要公共施設としての「西九条佐保線」計画検討について 2. 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
	【案件】 1. 景観重要公共施設としての「西九条佐保線」計画検討について (事務局から説明)		
委員	目隠し植栽について、もう少しボリュームを増やした方が良い箇所もある。目隠し効果がどの程度あるかを再検討したほうがよい。		
委員	ポケットパークの樹種にばらつきが大きいように感じる。単調な街路樹が続くなかで、ポケットパークで変化をもたせることは大切であるが、ポケットパーク内では、ある程度の統一感をもたせた方が良いと思われる。		
委員	ポケットパークのヒメシャラは害虫が付きやすいという課題がある。ポケットパークは周辺住民も利用し、子どもが触れることもあることを前提に樹種を選定して欲しい。見るだけの木ではなく、触れる木であることが大切である。		
委員	街路樹のシラカシは、一般的に関東イメージが強いが、奈良公園や市街地周辺に普通にみられること、また生育や管理の面からみても妥当と思われる。「奈良らしさ」を強く感じさせる樹種ではないが、生育環境などで、従来の奈良市や他都市の街路整備との違いを出して欲しい。実施の段階で細心の注意を払って欲しい。		
委員	実施の段階でも専門家の意見を聞いて、樹木の生育環境や害虫対策などに細心の注意を払って欲しい。		
委員	道路施設の色彩はダークグレー、植栽保護蓋はライトグレー、歩道の舗装は脱色アスファルトとある。色彩の調和に配慮すること。		
委員	実際に施工されたら、パース図から緑量が大幅に減っているようなことにならないよう		

<p>委員 事務局 委員</p>	<p>配慮すること。 パース図は公開するのか。 地元調整が整っていないため、公開は控えたい。 路面の舗装色など景観について大きな変更が生じる場合は、決定段階では景観デザイン委員会にかけること。 ※欠席委員から事前に提出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画への記載は基本的には文字ベースとなり、緑量や連続性のイメージが伝わり難い。パース図を公開するのであれば、そのパース図を景観計画に参考図として掲載して欲しい。 ・歩道に隣接したベンチが鋭角で尖っているのは危険であるため、端部の高さをGLまで下げる、鋭角形状を変更するなどの修正を検討して欲しい。 ・詳細設計、施工時において、景観に関わる変更があった場合には、確認や助言ができるようにして欲しい。景観審議会として継続的な関与ができるようにして欲しい。※
<p>委員</p>	<p>【案件】 2. 奈良市景観計画・屋外広告物条例の改正について (奈良市景観計画の改正について事務局から説明)</p> <p>今回の改正でワンレイヤー化ができたことは評価できる。 景観形成基準の共通基準に、色彩についての基本的な考え方を、奈良県の色彩ガイドラインなどを参考に盛り込んではどうか。 形態意匠の「長大で無窓」について、表現を検討されたい。「長大」はどのくらいの規模か。「無窓」は本当にだめなのか。大きく、短調で圧迫感のあるものを制限したいという意図からすると、分節化を誘導する文言を追加した方が良い。 突出バルコニーを制限してインナーバルコニーとすることや、屋上バルコニーを制限することも必要ではないか。 開口部形状について、アーチ状や星形の窓を規制したほうがよい。 屋根・スカイラインの形状について、勾配屋根とすることを追加した方が良いのではないか。 「自然素材」については、「伝統的かつ地域性を考慮した自然石、土壁、漆喰、木材など」の具体的な記載を追加してはどうか。 無彩色の広大な壁面は最低制限したい。白の扱いや白黒のツートンカラーの扱いについても検討が必要である。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>緑化・外構については、敷地面積に対する高木・中木の割合などの数値基準を設定することも考えられる。基準案の表現では実効性がない。 開発行為と土地の形質の変更は一本化するということか。 行為制限自体を一本化するわけではない。基準について、「開発行為及び土地の形質の変更」と併記する。</p>
<p>委員</p>	<p>色彩基準は、Y・YR・R系に限定しても良いように思う。明度・彩度の基準の区分もかなり細かい。もっと単純化しても良いように思う。</p>

委員	色彩基準は前回の改正時に現地調査の結果、既存不適格とならないような基準を設定したと記憶しているが、どうか。
事務局	委員意見のとおりである。景観形成重点地区は色彩基準を見直したいと考えている。大規模建築物等の色彩基準については、現基準を踏襲したい。無彩色の基準については見直しも必要かと考えている。
委員	色彩基準は現状に適合する基準とするか、新たな方向性を出すか、市の考え方を明確にする必要がある。
委員	新たな方向性を出して、時間をかけて色彩景観を改善していく必要がある。
委員	基準案ではアクセント色は何色使用してもよいことにならないか。アクセントカラーの色数の制限はすべきと思う。
事務局	15番に「多色の使用は避け」、「色彩相互の調和に配慮すること」を追加している。
委員	多色ということでは対応できるかは再度検討されたい。
事務局	配色についてはガイドラインで示すこととしたい。ベースの色彩については、使える色相を限定していくことも検討したい。
委員	規制は規制として大切であるが、細かなことまで全て規定することはできない。むしろデザイナーによる奈良らしさを感じられる良い事例を誘導していくことの方が大切である。
委員	18番の基準は、「塀等や在来種等を用いた植栽帯を設けるなど」のような曖昧な表現ではなく、「空地を必ず設けて、そこに植栽帯を設置すること」とした方が良い。また、「公共用地」という公共性を限定せずに「空地」が良いと思われる。
委員	壁面後退の模式図は周辺状況に応じて対応が異なるため、ケースごとに示した方がよい。7ページの斜めに傾斜する壁面を○とすると屋上バルコニーを規制することができなくなる。
委員	表現について「格子模様」は「市松模様」ではないか。
事務局	確認しておく。
委員	全ての基準が、奈良らしさにつなげていくために設定するものであることを前提の考え方とすることが大切である。
事務局	<p>今回は、大規模行為の景観形成基準の修正案と景観形成重点地区について議論いただきたいと考えている。</p> <p>※欠席委員から事前に提出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「周辺の土地利用やスケール感、町並みの連続性に配慮した規模、配置」について、可視化した図で議論する必要がある。 ・メガソーラーについて、より詳細な基準を検討する必要がある。 <p>(屋外広告物条例の改正について事務局から説明)</p>
委員	シングルレイヤ化し、景観条例の規制を屋外広告物条例に移すことで、シンプルになったことは評価できる。
委員	現状の広告物を新たな基準に合うように付け替えるように指導するのか。
事務局	更新にあたって指導する。

委員	ならまち歴史的景観形成重点地区のC地区について、第4種禁止地域では規制が緩いように思う。第3種禁止地域にした方が良いのではないかな。
委員	許可地域には総量規制はかけないのか。
事務局	総量規制はかけない。
委員	壁面広告物の「同一壁面に1テナントあたり3個以下」の基準は緩いように思う。
委員	問題視されているJR奈良駅前や近鉄奈良駅前は第1種特別許可地域となり、壁面広告物の1つずつについては10㎡以下と基準が強化されているが、屋外広告物の総量は減らないのか。JR奈良駅前の建物外壁を覆い隠す壁面広告物は減らないのか。
事務局	減らない。色使いが変わる程度である。
委員	以前から問題視していたJR奈良駅前の広告景観を改善する気はあるのか。
事務局	改善はしたいが広告物をなくすわけにはいかない。色彩の制限などのできる範囲で対応していく方向で検討していきたい。色彩基準を4種類も設定する必要があるか、もう少しメリハリをつけた色彩基準にしていくべきか等は検討が必要であると考えている。
委員	1頁の大宮通りの写真は西九条佐保線との交差する場所であるが、これは改善されないのか。
事務局	特定屋内広告物の禁止について、屋外広告物条例で制限をかけていく予定である。
委員	コンビニの看板や建物の更新によって設置される広告物などは改善されていることが分かるが、商店街ののぼりなどが阻害していると感じる市民が多い。
委員	情報化が進むなかで、建物に大きな看板は必要なくなってきた。思い切って面積を小さくしても良いように思う。
委員	屋外広告物規制を強化する場合には、業界団体は反発する。そことのバランスを図る必要もある。
委員	大きな広告物でデザインの良いものを作ることは難しい。集約していく必要はある。彩度を1~2下げたくらいでは分からないが、広告物を小さくしたらインパクトは大きい。しかし小さくしたらしたで風情がなくなる場合もある。良い看板をつくる必要がある。悪い例のシミュレーションよりも、むしろお金を使ってデザイナーに奈良らしいデザインをつくってもらうことの方が大切である。そのコミュニケーションのなかでデザイナーもどうすれば良いかを理解するようになる。どのようにしたらよいかを分かりやすく示した方が良い。
委員	今回の改正の目玉を明確にしておく必要がある。
事務局	奈良町界隈の広告物の色彩の統一感を出していきたいと考えている。
委員	ならまち、きたまちで、色彩を限定しても良いと思う。
委員	シングルレイヤ化されたことは評価できるが、規制自体については、改善されていくと思えない内容であったため残念である。将来的には何とかしたいとの事務局の考え方と思われるが、今回の改正でもできることには取り組んでいくべきである。
	※欠席委員から事前に提出された意見
	・第1種特別許可地域の設定は、これで十分かは確認をしておく必要がある。
	・デジタルサイネージの取扱方針を検討しておく必要がある。